

世田谷区庁舎計画推進委員会設置要綱

平成23年 7月 1日

23世企第99号

改正 平成 24 年 2 月 3 日 23 世企第 194 号

平成 25 年 10 月 1 日 25 世庁舎計第 2 号

(設置)

第 1 条 世田谷区における庁舎計画の推進を図るため、世田谷区庁舎計画推進委員会を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 世田谷区庁舎計画推進委員会(以下「委員会」という。)は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 庁舎計画の推進に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項

(委員会の構成員)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

(部会)

第 5 条 委員会から指示された事項を調査し、検討するため、部会を置くことができる。

2 部会の組織その他運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(関係者の出席)

第 6 条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、建築、災害対策、環境対策等について学識経験を有する者として区長が指定した者(以下この条において「アドバイザー等」という。)の出席を求め、その助言及び意見を聴くことができる。

2 アドバイザー等への謝礼は、区長が予算の範囲で別に定める。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務は、総務部庁舎計画担当課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年 7月 1日から施行する。

附 則(平成24年 2月 3日23世企第194号)

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則(平成25年 10月 1日25世庁舎計第2号)

この要綱は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行し、改正後の第 7 条の規定は、同年 9 月 1 日から適用する。

別表（第3条関係）

委員長	地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定に基づき区長が定めた区長の職務代理順序（以下「区長の職務代理順序」という。）が第1順位の副区長
副委員長	区長の職務代理順序が第2順位の副区長 教育長
委員	世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷区規則第7号）第12条第1項に規定する部長、同条第2項に規定する室長、同条第3項に規定する担当部長、総合支所長、世田谷保健所長、教育次長、教育環境推進担当部長、教育政策部長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、区議会事務局長及び会計管理者